

学 則

第1章 総則

第1条（機関の目的）

本校は、日本語教育を通じて、学習者が自らの学習状況を客観的に把握し、計画・実行・振り返り・改善を継続する「自律」の力と、多様な他者と対話しながら合意形成し共に課題解決を行う「協働」の力を、沼津市の「地域」社会をフィールドとして実践的に育成することを目的とする。また、日本の高等教育機関への進学および将来の日本社会での就労に必要な、『日本語教育の参照枠』（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）B2レベル相当の日本語運用能力と、実社会に資する論理的かつ実学的な課題遂行能力を習得させる。

第2条（機関の名称）

本校は、富士つばさ日本語学校と称する。

第3条（主たる事務所の所在地）

本校の主たる事務所は、静岡県沼津市大手町五丁目5-22に置く。

第4条（日本語教育課程、修業期間、収容定員等）

本校に以下の課程を置く。

- （1）進学日本語2年課程：修業期間 2年（定員60名）
- （2）進学日本語1年6か月課程：修業期間1年6か月（定員40名）

第2章 授業実施期間、授業日数及び休業日

第5条（実施期間）

日本語教育課程の評価等を実施する期間は、下記の通りとする。

- （1）進学日本語2年課程は、4月から始まり、翌々年の3月までとする。
 - （2）進学日本語1年6か月課程は、10月から始まり、翌々年の3月までとする。
- 2 前項の期間を分けて、次の学期とする。なお、年により月日と曜日が異なることから、各学期の始期及び終期については「初旬・中旬・下旬」という文言で示す。
- （1）春学期：4月中旬～6月下旬（約3か月）
 - （2）夏学期：7月中旬～9月下旬（約3か月）
 - （3）秋学期：10月中旬～12月下旬（約3か月）
 - （4）冬学期：1月初旬～3月下旬（約3か月）

第6条（授業日数及び授業休業日）

本校の年間授業日数は、1年から次項に定める休業日および長期休暇期間（授業休業日）を除いた日数とする。ただし年間の授業週数は原則40週以上（年間総授業時間800時間以上）を確保するものとする。

2 休業日は、次のとおりとする。

- （1）日曜日及び土曜日
- （2）「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- （3）下記に示す長期休暇期間

①春季休暇：3月下旬から4月上旬まで（概ね2～3週間程度）

②夏季休暇：7月初旬から7月中旬まで（概ね2～3週間程度）

③秋季休暇：10月上旬から10月中旬まで（概ね2週間程度）

④冬季休暇：12月下旬から1月上旬まで（概ね2週間程度）

（4）その他：災害、感染症の流行、その他校長が特に必要と認める日

3 校長は、教育上必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行い、又は休業日に休業することができる。

第7条（授業の終始時刻）

授業の終始時刻は校長が定め、次の通りに行う。

（1）第1部 09時00分～12時50分

（2）第2部 13時20分～17時10分

第3章 日本語教育課程

第8条（日本語教育課程）

本校には、「進学日本語2年課程」および「進学日本語1年6か月課程」を置き、修業期間、日本語能力の到達目標、収容定員数、各レベルの名称及び参照枠並びに単位時間数については、以下の表に掲げるとおりとする。

日本語教育課程	修業期間	日本語能力の到達目標	収容定員数	名称／レベル	参照枠	単位時間数
進学日本語2年課程	2年	B2	60名	L1／初級	A1	200単位時間
				L2／初中級	A2	200単位時間
				L3／中級Ⅰ	B1	200単位時間
				L4／中級Ⅱ	B1	200単位時間
				L5／中上級Ⅰ	B2	200単位時間
				L6／中上級Ⅱ	B2	200単位時間
				L7／上級Ⅰ	B2	200単位時間
				L8／上級Ⅱ	B2	200単位時間

日本語教育課程	修業期間	日本語能力の到達目標	収容定員数	名称／レベル	参照枠	単位時間数
進学日本語1年6か月課程	1年6か月	B2	40名	L3／中級Ⅰ	B1	200単位時間
				L4／中級Ⅱ	B1	200単位時間
				L5／中上級Ⅰ	B2	200単位時間
				L6／中上級Ⅱ	B2	200単位時間
				L7／上級Ⅰ	B2	200単位時間
				L8／上級Ⅱ	B2	200単位時間

2 授業科目は、本学則及び関係書類において略称を用いる場合があり、各科目の略称、正式名称及び育成する主たる能力は、次のとおりとする。

（1）科目① 言語基盤日本語：聞くこと・読むことの言語基盤能力を育成する。

（2）科目② 論理記述日本語：書く活動を通じて論理的記述能力を育成する。

（3）科目③ 地域協働日本語：沼津市をフィールドとした地域連携PBL（課題解決型学習）を通じて、話すこと（やり取り・発表）の対人協働能力を育成する。

（4）科目④ 自律学習日本語：科目①～③の学習データを統合し、自己調整学習サイクルを実践する能力を育成する。

3 授業時間帯は第7条に定める通りとする。

- (1) 科目① : 第1部・第2部 1～2時限 (月～金・週10時限)
- (2) 科目② : 第1部・第2部 3～4時限 (月・水・週4時限)
- (3) 科目③ : 第1部・第2部 3～4時限 (火・木・週4時限)
- (4) 科目④ : 第1部・第2部 3～4時限 (金・週2時限)

第4章 学習の評価、進級・修了・卒業の認定

第9条 (学習の評価)

学習の評価は、次の各号に掲げる要素を総合して行い、各科目の可否を判定する。

- (1) 週次小テストおよび期末試験による、情報の抽出・語句表現の活用・意図状況の把握を 観点とした受容活動の達成度 (科目①言語基盤日本語)
 - (2) 段階的に作成する論理的記述成果物の品質に基づく教師評価 (科目②論理記述日本語)
 - (3) 地域連携PBL (課題解決型学習) における協働的なやり取り・発表のパフォーマンス (教師観察および相互評価) (科目③地域協働日本語)
 - (4) 電子ポートフォリオの週次学習ログおよび学期末発表 (科目④自律学習日本語)
- 2 評価は、『日本語教育の参照枠』の指標に準じ、各科目で重点的に扱う言語活動 (聞くこと・読むこと・話すこと [やり取り]・話すこと [発表]・書くこと) における課題遂行能力の達成度を判定するものとする。
- 3 評価の基準は、A (100～90点)、B (89～70点)、C (69～60点) を合格とし、D (60点未満) を不合格とする。

第10条 (進級の認定)

校長は、各レベルにおいて次の各号のすべてを満たした者について、次のレベルへの進級を認定する。

- (1) 出席要件：当該レベルの学期における出席率が80%以上であること。
 - (2) 成績要件：第9条に定める学習の評価において、当該レベルの全必修科目 (科目①～④) の成績がすべてC評価 (60点以上) 以上であること。
- 2 進級の認定は、各学期末に校長が主宰し、進級及び課程修了を認定する認定会議において行う。
- 3 D評価を受けた生徒に対しては、補講・課題による学習支援を行った後、科目ごとに再試験、成果物の再提出、再発表、代替活動により、再評価を実施する。
- 4 再評価は、原則として当初評価と同一の評価観点に基づいて実施し、C評価以上をもってC評価とし、その結果を当該科目の正式な成績として取り扱う。再評価結果は認定会議に報告し、進級を認定する。
- 4 再評価は、原則として当初評価と同一の評価観点に基づいて実施し、C評価以上に達した場合はC評価として取り扱う。再評価の結果は当該科目の正式な成績とし、認定会議への報告を経て進級を認定する。

第11条 (課程の修了)

校長は、本校に在籍する全期間において次の各号のすべてを満たした者について、課程の修了を認定する。

- (1) 出席要件：本校に在籍する全期間の出席率が80%以上であること。
 - (2) 成績要件：第9条に定める学習の評価において、全必修科目の成績が「C」評価 (60点以上) 以上であること。
 - (3) 言語活動別熟達度要件：最終学期末 (L8) の言語活動別熟達度判定において、全5言語活動 (聞くこと・読むこと・話すこと (やり取り)・話すこと (発表)・書くこと) について到達 (B2相当) と判定されること。
- 2 修了の認定は、最終学期の学期末に校長が主宰する認定会議において行う。

第12条 (卒業)

第11条の規定により課程の修了を認定された者に対し、校長は卒業を認定する。

2 修業期間を満了したものの、第11条に定める課程の修了要件を満たさなかった者については、卒業とは認めない。この場合においては、本人の申請に基づき、在籍証明書又は履修証明書を交付することができる。

第5章 教員及び職員組織

第13条（教員及び職員組織）

本校に次の教員及び職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 事務長（兼務を含む）
- (4) 教員 5名以上（うち、本務等教員3名以上）
- (5) 生活指導担当者 3名以上（兼務を含む）
- (6) 事務職員 2名以上（兼務を含む）

2 前項の他、必要な職員を置くことができる。

第14条（校長）

校長は本校の業務をつかさどり、所属する教員及び職員を監督する。

第15条（主任教員）

教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、主任教員を置く。

第16条（教職員会議）

職務の円滑な執行に資するため、教職員会議を置く。

- 2 教職員会議は校長が主宰する。
- 3 教職員会議は原則として月に1回開催する。
- 4 校長が必要と認める場合には随時開催することもできる。

第6章 在籍等

第17条（入学資格）

本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- 2 学歴：本国にて12年以上の学校教育を修了し、高等教育機関への進学資格を有すること。
- 3 日本語能力：入学を希望する課程に応じ、次に定める日本語運用能力を有すること。
 - (1) 進学日本語2年課程：『日本語教育の参照枠』A1レベル相当以上の日本語運用能力を有すること。
 - (2) 進学日本語1年6か月課程：『日本語教育の参照枠』A2レベル相当以上の日本語運用能力を有すること。
 - (3) 前(1)・(2)に定める日本語運用能力の確認は、次の方法で実施する。
 - (ア) 本校が実施する筆記試験における所定の得点水準の達成
 - (イ) 本校が実施する面接（オンライン可）における日本語運用能力の確認
- 4 経費支弁能力：学費・生活費の継続的な支弁能力と、資金形成過程の透明性が公的書類で証明されていること。

第18条（入学手続）

本校の入学試験に合格し、入学を志望する者は、指定の期日までに次の手続を完了しなければならない。

- (1) 本校所定の誓約書、およびその他の必要書類の提出
- (2) 入学金、授業料、その他の生徒納付金の納入
- 2 校長は、前項の手続を完了した者に対し、入学許可書を交付し、入学を許可する。
- 3 正当な理由なく第1項の手続を指定の期日までに完了しない者は、入学を辞退したものとみなす。

第19条（転学・休学・退学）

生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、7日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学申請書に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長に復学申請書を届け出て、許可を得て復学することができる。
- 3 転学しようとする者は、校長に転学を届け出なければならない。
- 4 退学しようとする者は、校長に退学を届け出なければならない。

第20条（変更の届出）

生徒は、本校に届け出ている住所、在留期間、在留資格、資格外活動先など、その他重要な事項に変更があった場合は、事務長に速やかに届け出なければならない。また住所変更は14日以内に、居住地の市役所、出入国在留管理局に届け出なければならない。

第21条（資格外活動の管理）

本校は、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令第2号の2に基づき、本校に在籍する留学生の資格外活動の遵守状況を適正に管理する。

- 2 本校は、3か月に1度、在籍する留学生から次に掲げる事項を確認する。
 - (1) 資格外活動許可の有無
 - (2) 資格外活動を行う本邦の公私の機関の名称（複数の場合はその全て）
 - (3) 資格外活動の具体的内容
 - (4) 毎日の資格外活動時間
- 3 前項の確認過程等において、資格外活動許可の内容に違反する状況が認められる場合は、適切に指導し、直ちに状況を改善させるとともに、状況が改善されたことを改めて確認する。
- 4 本校は、第2項及び第3項の確認結果及び指導に係る記録を適切に保存する。
- 5 第2項の確認過程等において、不法就労が疑われる場合や、第3項の指導をしても改善が見られない場合等については、把握した情報を最寄りの出入国在留管理局に適切に報告する。

第22条（災害時における学習継続の措置）

校長が教育の継続が困難と判断した場合は、あらかじめ定めている支援フローに基づき、提携している転学先を紹介するなど、生徒の意志に基づき日本での学習の継続を支援する。

第7章 生徒納付金等

第23条（生徒納付金等）

本校の生徒納付金は、次のとおりとする。

【初年度】

（通貨単位：円）※税込

	入学検定料	入学金	授業料	教材費 (タブレット代を含む)	施設設備費	課外活動費	健康管理費 保険代	合計
共通	20,000	50,000	660,000	40,000	70,000	20,000	20,000	880,000

【次年度】

課程	授業料	教材費 (タブレット代を含む)	施設設備費	課外活動費	健康管理費 保険代	合計
進学日本語2年課程	660,000	40,000	70,000	20,000	20,000	810,000
進学日本語1年6か月課程	330,000	20,000	35,000	10,000	20,000	415,000

※すべての送金手数料は自国内、日本国内分ともに生徒側の負担とする。

2 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

3 生徒納付金の納入期日

(1) 入学検定料は、入学願書出願時に納入しなければならない。

(2) 入学金、授業料等その他生徒納付金は、在留資格認定証明書(COE)の引き渡し前に納入しなければならない。

第24条 (生徒納付金の返還)

既に納入した納付金は、以下の規定に沿って返還する。

1 入国前

(1) 入学検定料は返金しない。

(2) 在留資格認定証明書(COE)が交付され引き渡しが行われたが、査証の申請を行わず来日しない場合、理由の如何に関わらず入学金は返金しない。授業料およびその他の費用は、在留資格認定証明書(COE)および入学許可証と引き換えの上、振込手数料を除いた全額を返金する。

(3) 日本在外公館によって査証発給が拒否された場合、入学金は返金しない。授業料およびその他の費用は、本校が日本在外公館において査証が発給されなかったことの確認ができた後、入学許可証と引き換えの上、振込手数料を除いた全額を返金する。

(4) 日本在外公館によって査証発給後に入学をキャンセルした場合、理由の如何に関わらず入学金は返金しない。授業料およびその他の費用は、査証が未使用で失効が確認できた後、入学許可証と引き換えの上、手数料として上限15,000円と振込手数料を除いた全額を返金する。

2 入国後

(1) 入国後授業開始前に入学をキャンセルした場合、理由の如何に関わらず入学金は返金しない。日本を出国し、在留資格「留学」が失効したことを本校が確認し、文書での届出を本校が受け付けた時点で、手数料として上限30,000円と振込手数料を除いた全額を返金する。

(2) 退学の場合、理由の如何に関わらず入学金は返金しない。日本を出国し、在留資格「留学」が失効したことを本校が確認し、文書での届出を本校が受け付けた時点で、退学届が出された翌学期分以降の納付金に相当する金額から、手数料として50,000円又は当該納付金相当額の20%に相当する額のいずれか低い額、及び振込手数料を除いた残額を返金する。

(3) 除籍の場合、理由の如何に関わらず入学金、授業料およびその他の費用は返金しない。

3 免責事項

天災、事故、感染症、交通機関のストライキや気象状況等で交通機関が止まる恐れがある時など、やむを得ない事情で授業を中止する場合は免責とし、その分の授業料およびその他の費用の返金を行わない。

第8章 賞罰

第25条 (賞罰)

成績優秀にして他の模範となる者については、校長はこれを表彰することができる。

2 懲罰は懲罰委員会の議を経て、校長がこれを行う。

第26条（懲戒処分）

生徒が、この学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったとき、校長は懲罰委員会の審議を経て、懲戒処分を決定する。

2 懲戒処分の種類は、訓告及び除籍の2種とする。

3 訓告は、生徒の行為が本校の諸規則に違反し、又は生徒としての本分に反するが、その程度が除籍に至らないものについて、校長が懲罰委員会の審議を経て決定する。

4 訓告を受けた者は、原則として始末書を提出するものとする。

5 訓告を受けた事実は記録する。

6 訓告を受けた者が、再び本校の諸規則に違反し訓告を受けた場合は、懲罰委員会において加重処分を検討することができる。

7 除籍は、次の各号のいずれかに該当し、かつ改善指導を行ってもなお改善が認められない生徒に対して行うものとする。ただし、当該行為が重大であり、教育上又は在留管理上看過できないと認められる場合は、改善指導を経ることなく除籍処分とすることができる。

（1）日本国の法令に重大な違反があった者

（2）生徒としての品位を欠く行為を繰り返し、改善の見込みがないと認められる者

（3）出入国管理及び難民認定法に違反し、行政から処分を受けた者

（4）学力が著しく不振であり、指導を行ってもなお改善が認められず、修学の継続が困難と認められる者

（5）出席率が著しく低く、指導を行っても改善が認められない者

（6）本校の規則に従わず、本校の秩序を乱し、生徒としての本分に反した者

（7）提出書類に重大な虚偽があることが判明した者

（8）正当な理由なく授業料等を滞納し、本校の督促にもかかわらず納入せず、その後においても納入の見込みがない者

8 除籍の決定にあたっては、校長は懲罰委員会を開催し、当該生徒の行為内容、指導経過その他必要な事項について審議するものとする。

9 懲罰委員会は、校長、主任教員及び事務長をもって構成する。

10 懲戒処分を行うにあたっては、当該生徒に対し、事前に弁明の機会を与えるものとする。

11 除籍処分を行う場合には、その理由を文書により通知するとともに、在留資格への影響を考慮し、必要な情報提供及び支援を行うものとする。

第9章 雑則

第27条（寄宿舎）

本校では、希望する生徒に対して寄宿舎を提供する。寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

第28条（健康診断）

生徒の健康診断は、入学後速やかに、当該年度および翌年度にて、原則年1回、医療機関で実施する。

第29条（自己点検・評価）

本校は、教育の質の維持及び向上を図るため、認定日本語教育機関認定基準に基づき、本校における日本語教育課程の実施状況及び運営状況について、定期的に自己点検及び評価を行う。

2 前項の自己点検及び評価の結果については、これを公表するものとする。

第 30 条（法令遵守及び相談体制）

本校は、法令遵守及びハラスメント防止のため、生徒を対象とした相談体制を整備し、設置代表者を統括責任者とする。

- 2 校長は、教職員に対し、関係法令及びハラスメント防止に関する研修を定期的実施する。
- 3 相談内容は適切に管理し、必要に応じて事実確認及び是正措置を行う。
- 4 必要に応じて外部機関と連携し、適切に対応する。

附 則

この学則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。